



今年度から

国民健康保険税の税率が変わります

市の国民健康保険税は、平成 21 年度に保険税の税率を改定して以来、据え置いてきましたが、平成 30 年 4 月からの国保制度改革にともない、市から茨城県に納付する国保事業費納付金^{※1}を納付できるだけの税率に改定することになりましたのでお知らせします。

改定にあたり、市では国民健康保険支払準備基金^{※2}を国保事業費納付金の財源に充てるなど、保険税の引き上げ幅を抑えています。

また、今回の改定では、国保制度改革にともなうもののほかに固定資産の所有状況により課税していた資産割を次の理由から廃止することになりました。

- 固定資産には、利益を生まない居住用の資産が含まれるため
- 住んでいる自治体の固定資産だけが課税対象となり、ほかの自治体に所有する固定資産は課税対象とならないため
- 協会けんぽなど、ほかの医療保険には資産割がないため
- 資産割は、固定資産税との二重課税感があるため
- 所得に関係なく課税されることから、所得の少ない世帯の負担になっているため

資産割廃止に伴う減収分を加入者の皆さんに負担いただくこととなりますが、所得の少ない世帯には、保険税を軽減する制度があります。

国民健康保険の加入者数が年々減少している一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にあるなど、さまざまな要因から国民健康保険の財政が厳しい状況にあることにご理解とご協力をお願いいたします。

※1 国民健康保険に加入している方の医療費はこれまで市が直接、医療機関などに支払っていましたが、今年度からは茨城県が市に代わって支払いをすることになりました。その財源として市が茨城県に納付する納付金のことです。

※2 市が茨城県に納付する国保事業費納付金や市の保険事業の費用に充てるため、積み立てている積立金のことです。

■平成 30 年度国民健康保険税の税率

| 区分 (対象者) | | 医療保険分 (国保に加入するすべての方) | | 後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方) | | 介護納付金分 (国保に加入する40歳以上65歳未満の方) | |
|----------|--------------------|-------------------------|-----------|-----------------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
| | | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 |
| 所得割額 | 加入者の所得金額 に対して | 7.4 / 100 | 7.4 / 100 | 1.8 / 100 | 1.8 / 100 | 1.2 / 100 | 1.2 / 100 |
| 資産割額 | 加入者の固定資産 税額に対して | 22.4 / 100 | 廃止 | 5.6 / 100 | 廃止 | — | — |
| 均等割額 | 加入者 1 人当たり | 18,400 円 | 18,500 円 | 4,600 円 | 13,400 円 | 8,000 円 | 13,700 円 |
| 平等割額 | 1 世帯あたり | 19,200 円 | 19,200 円 | 4,800 円 | 4,800 円 | 6,000 円 | 6,000 円 |
| 課税限度額 | | 540,000 円 | 580,000 円 | 190,000 円 | 190,000 円 | 160,000 円 | 160,000 円 |

※平成 30 年度の納税通知書は 7 月 13 日(金)に、年金天引きの方への税額決定通知書は 7 月 20 日(金)に送付する予定です。

■所得の少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額の合計が次の基準以下の場合に、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

※所得状況の分からない方がいる場合は、軽減判定ができませんので、所得の申告が必要になります。

| 軽減対象となる所得の基準 | 軽減割合 |
|---------------------------------------|------|
| 世帯の所得が 33 万円 以下 | 7 割 |
| 世帯の所得が 33 万円 + (275,000 円 × 被保険者数) 以下 | 5 割 |
| 世帯の所得が 33 万円 + (500,000 円 × 被保険者数) 以下 | 2 割 |

※被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方が含まれます。